

厚生省発  
介護サービス  
事業の基準を公布

去

る三月三十一日に、厚生省はサービス事業者や施設の人員や設備および運営に関する基準を公布しました。これは、介護を必要とする高齢者にふさわしいサービス水準を確保するために、保険給付の対象とする基準を定めたもので、サービス事業者になろうとする者は、これらの基準を全て満たして都道府県に申請することになります。

山

梨県では、六月一、二、四日に、サービス事業者になろうとする者や市町村に対して、事業者申請のための説明会を開催します。そして、七月ごろから順次申請を受け付けて、書類などの審査をし、事業者として指定を行っていくこととなります。

介

護保険の対象となるサービスの中には、今まで医療保険で賄われていたものがあります。訪問看護や訪問リハビリテーションなどが該当します。これらのサービスをを行っている病院や診療所は、既に医療保険の給付を受けるための基準を満たしているため、申請を行わなくても別段の申し出がない限り、自動的に介護保険のサービス事業者の指定を受けることとなります。

介護保険 Q&A

**Q** 先月の広報で、介護認定審査会を広域連合で運営することを知りましたが、なぜ市の単独ではなく、広域で行うのですか？

**A** 介護認定審査会を広域で行うメリットは、①審査および判定の結果が近隣の市町村と格差がでない、公平性が確保される。②小さな市町村では審査委員を五人以上確保するのは困難だが、広域では確保しやすい。③市町村単独で行うとそれぞれ最低一人の事務担当職員を配置しなければならないが、広域で行うことによって数名の職員で対応可能となり、事務処理の効率化が図られる。④申請から認定までは原則的に一カ月以内に行わなければならないので、申請が一件しかない場合でも審査会を開催しなければならぬが、広域で行うことによって申請件数が適量となり、効率よく審査会を開催することができるなどの理由が上げられます。

**Q** 六十五歳以上の人の保険料は所得により五段階に区分されるそうですが、一度決まった保険料額は変わらないのですか？

**A** 六十五歳以上の方の保険料は、前年中の所得によって決まります。つまり、平成十二年度の保険料が第三段階であっても、十三年中に所得が増えた場合、十三年度の保険料が第四段階になることは考えられます。また、保険料の減免が認められる場合には、減免の事由が発生した時から保険料は減免されます。そして、基準額(第三段階の保険料)は、三年ごとに見直されることになっており、平成十二、十三、十四年度と平成十五、十七年度では、同じ第三段階の保険料でも金額が違うこととなります。

高齢者相談窓口

おじいちゃん、おばあちゃんの  
介護についてお気軽にご相談ください



来年の4月からいよいよ介護保険がスタートします。超高齢化社会を迎え、寝たきりや痴ほうなどで、介護が必要なお年寄りも増加していくことが予想されます。家庭でお年寄りと一緒に生活されている皆さんにとって最大の不安は、介護に関する問題です。

都留市では、家庭でお年寄りを介護している皆さんの負担を少しでも軽減できるように、様々な福祉サービスの充実に取り組んでいますが、その取り組みの一つとしてこの4月から福祉事務所の高齢者福祉担当の相談窓口を充実しました。介護を必要とされる、おじいちゃん、おばあちゃんのことでお困りの皆さんの相談に応じています。

お気軽に市福祉事務所までご相談ください。

問合先 市福祉事務所 高齢者福祉担当